



答 申 第 6 3 5 号
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成29年3月14日付け
神保高高第1791号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

敬老優待乗車証更新にかかる IC カードチャージ残高等の
本人以外からの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 敬老優待乗車証 (IC カード) の更新手続き等に伴うチャージ残高の払戻しにあたり、対象者のチャージ残高等情報をカード発行会社より収集することは、手続きを行う高齢者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

敬老優待乗車証更新にかかる IC カードチャージ残高等の
本人以外からの収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

【本人の情報】

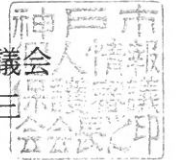
カード発行情報
チャージ残高
振込状況



答 申 第 6 3 6 号
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 14 日付け神保高
高第 1791 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

敬老優待乗車証更新にかかる行政事務センター申請受付システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 有効期限を迎える敬老優待乗車証(ICカード)の更新手続きとチャージ残高の払戻し、
及び新規交付手続きの申請受付にあたり、行政事務センターに申請受付システムを構築
し、対象者にかかる基本情報及びカード発行情報を電子計算機処理することは、手続き
を行う高齢者の負担軽減に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認めら
れるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

敬老優待乗車証更新にかかる行政事務センター申請受付システムの構築について
(条例第 11 条「新たな電子計算機処理の制限」に関して)

(申請受付システム)

【本人の情報】

基本情報

住所

氏名 (漢字・カナ)

性別

生年月日

福祉個人番号

金融機関口座情報 (金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義)

カード発行情報

ICカード番号

発行区分

有効期限

申請・同意状況

チャージ残高

振込状況

(福祉情報システム)

【本人の情報】

基本情報

金融機関口座情報 (金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義)

カード発行情報

チャージ残高

振込状況